

消防団員の処遇等に関する検討会（第 2 回） 議事概要

1 日時 令和 3 年 2 月 9 日（火） 15:00～16:40

2 場所 オンラインによる開催

3 出席者

【委員】（座長を除き 50 音順）

室崎益輝座長、秋本敏文委員、安達由紀委員、石橋毅委員、荻澤滋委員、
小出譲治委員、重川希志依委員、山内博貴委員

※太田長八委員、花田忠雄委員は欠席（代理として東伊豆町防災課長兼防災監の竹内茂氏、
神奈川県くらし安全防災局消防保安課長の能戸一憲氏が出席）

4 議事概要

（1）事務局より資料のご説明

（2）室崎座長ご発言

○ あらかじめ、今日の議論の位置づけについて確認する。資料 1－2 にあるとおり、3 月までは処遇のあり方について検討し、4 月以降に広報や消防団の改革に関することを議論する。今日は出動手当のあり方について議論をして、次の検討会で処遇のあり方について骨子を示すと理解している。資料の中で、出動手当の法的性格、金額、支給方法について、説明とともに事務局の意向も示されているが、これに対する意見や質問を出していただければと思う。

（3）委員ご発言（括弧書きは事務局加筆）

【竹内課長（東伊豆町長太田委員代理）】

- 報酬・手当の増額は予算上の制約で難しい。普通交付税への算入では財政当局との折衝の中で主張がしにくいと、ほかの方法についても検討してほしい。
- 支給方法について、東伊豆町では段階的に見直し、昨年（令和 2 年 4 月）より個人支給に切り替えた。団からは理解を得られている。個人支給に伴う課題について、まず事務量は増えるが、それを抑えるよう消防本部や分団長と話してなるべく負担にならないような取扱いとしている。もともと団員がそれほど多くないので、多いところとは課題が異なるかもしれない。また、団運営費については、その中身を精査し、団の維持管理にかかる費用は町が負担するようにした。

【石橋委員】

- 財源について。交付税で消防団の費用を手当てしてもらえるのはありがたく、平成 25 年の消防団等充実強化法のおかげで措置も手厚くなった。一方で、交付税として市に入るとわかりにくくなってしまふ。団の費用は特定財源でいただけると、消防局も事業しやすい

のではないか。

- 千葉市では手当は個人支給。団の運営費についても特定財源で措置をすると、財政当局と交渉しやすいのではないか。また、しっかりお金をつけたので団に入ってくれと言いやすくなるのではないか。

【室崎座長】

- 財政措置は今後の検討課題として、消防庁でよく検討してほしい。
- 運営費については、公共的なお金は市町村が出し、懇親会などは団員から集めたお金から支出するようにしっかり区別するのがよいのではないか。

【重川委員】

- 大規模災害時について議論が必要。大規模災害時には、消防団員は自らも被災者となる。この点は予備自衛官とは異なる。また、1日＝1回とすることは賛成だが、大規模災害時には切れ目無く業務が続くため考慮が必要。さらに、たとえば高層マンションの最上階まで水を運んだり、毎日のご遺体を搬送したりと、本来業務と異なることが増え、肉体的・精神的負担が大きい。こうした大規模災害時にも対応できるような制度についてしっかりと検討を願いたい。

【室崎座長】

- 大規模災害のときの手当の考え方はしっかりと整理するべき。たとえば、大規模災害特別手当などが検討できるのではないか。

【事務局（名越室長）】

- 東日本大震災のとき、活動が長期化し、負荷が大きくなったことから、赴任していた宮古市では、条例を改正して遡及適用し、震災時の出動手当を倍にした。金額を業務量に応じて変えるのは性質を報酬に変更してもできることであり、しっかりと検討し、考え方を示したい。

【小出委員】

- 団員の納得感を考えると、法的性格は報酬の方が良いのではないか。
- 出動手当の額の基準を7,000円とするのは、方向性は良いが、報酬となると課税対象となるので、それを踏まえると8,000円とすべきではないか。そのための財政措置は頑張ってもらいたい。
- 市原市は4時間以上7,000円、4時間までは3,500円、訓練時は2,200円という、業務の態様による定め方をしている。7,000円を基本としつつ業務により額を変えろという考え方には賛成。市町村により差が出ないように、国において指針を示すのは良いこと。
- 市原市は平成25年4月から個人支給に切り替え、今は全団員が個人口座への振込みになっている。個人支給の方針にも賛成。

【室崎座長】

- 課税される可能性があることを踏まえ 8,000 円とするほうがよいというご提案だった。一方で、社会的活動であることに鑑み、出動手当については課税しないという考え方もある。それも宿題として事務局で検討してほしい。

【安達委員】

- 年額報酬について、鳥取市は消防庁が示す 36,500 円となっている。
- 報酬が個人に支給されるか分団に支給されるかは、それぞれの地域の選択だと思っている。
- 出動手当については、費用弁償であり、鳥取市は少ないが、個人的に不満はない。団活動はボランティアだと思っている。ただし、極端に少ないところは改正すべきではないか。
- 出動手当について、女性分団は個人支給だが、男性は分団への支給。鳥取市も個人に支給してはどうかと（私は）思っている。また、報酬が一切個人の元に入らず、団運営費や資器材購入費に充てられている分団もあると聞いている。事情は分団によって違う。
- 一人ひとりに支給するのが一番いいのではと感じている。

【室崎座長】

- 安達委員のご意見は、消防団がボランティアであるという原点に関わる。かかった費用は必要だが、多くは要らない、というご意見。

【秋本委員】

- 全国の実態を調査しとりまとめたこと、また、費用弁償を報酬に見直すという思い切った発言まで踏み込んでいただいた事務局にお礼を申し上げる。これから消防団員のご意見をききたいと思うが、私は、事務局案に基本的には賛成。
- 団員と話をする、消防団に入って大変な「お金が欲しい」と思っている人はまずいない。ただ、頑張ってくれていることへの感謝の気持ちをこめて報酬をお支払いすると入ってくれる人も増えるのではないか。
- 課税の問題や財源は気になる。消防庁にはよく考えていただきたい。
- 報酬や出動手当が運営費に消えている部分があるとすれば問題。運営費についてもきちんと予算措置すべきではないか。

【室崎座長】

- 安達委員、秋本委員のご発言に私の意見を合わせて申し上げると、団員の報酬や出動手当を引き上げるのは、団員側からの要望というより、社会の側が活動に対する評価としてしかるべき額をお支払いするのが本来のあり方。貢献に見合った処遇でないと若い人が入ってこない。団の外にいる人の視点も必要があると思っていて、(外にいる人の一員である)私からすると 7,000 円では安いと思う。だが、そうはいうものの、自治体財政が逼迫する中、市町村からすれば負担となることも事実であり、リアリティのある議論をしていく必

要があるだろう。

【山内委員】

- 条例(例)を見たが、報酬(12条)と費用弁償(13条)の間に手当の条文を入れるのかと思っていたが、報酬の条の中で項を分けるのがわかりやすいのであれば良い。
- 1回=1日は非常に微妙であり、1日に2回出動することもある。わかりやすさベースで1回=1日とすることもあるかもしれないが、そこはしっかり検討してほしい。
- 例示の中で、放水有無で額を変えるということが書いてあったが、放水するしないは結果であって、混乱するおそれがある。京都市は1時間、3時間、5時間を超えるごとに額を変えているが、時間によって金額を変えるようにわかりやすくすれば予算的に厳しいことや実費としてそれほどかからないという課題に対して現実的で対応しやすいのではないか。
- 災害の多様化もそうだが、日々の活動も訓練・警戒等で一つにまとめていいのか。「等」にどこまで入るのかどうか。様々なことを団にやらせてもらう、自主的に考えてやらせてもらうことが増えている。地域での活動を知ってもらうことや、やりがいと活性化に繋がるために、地域のイベントに参加したり、火災予防活動を行っている。そういった幅広い活動費を支えるための団運営費はしっかり議論すべき。こうした運営費をしっかり見ることが、(活動のための持ち出しが減るため)結果的に団員個人の受取りも確保できる。個人支給のことだけ書くのではなく、団の運営費のことも並列して書くべき。

【室崎座長】

- 団員個人への報酬と運営費を二本立てで区別して支給すること、1回=1日とするものの是非、出動手当は時間に応じた決め方が良いのではないかという意見だった。千葉(市原)も時間で手当の額が違うという定め方だった。

【荻澤委員】

- 財源については引き続き議論をしていきたい。なお、普通交付税では10万人なら団員何人というモデルを作り措置を行っているが、報酬については、標準団員数の2倍以上のところには普通交付税に加え特別交付税という形でわかりやすく措置をしている。また、出動手当については、令和元年東日本台風や平成30年西日本豪雨のような集中的な災害については、実績を積み上げて特別交付税措置をしている。こういったことを参考にしていきたい。

【秋本委員】

- 報酬・出動手当以外にも、総合的な処遇改善を行っていくことが重要だと考えている。日消の事業である「消防団応援の店」は全国4,700店舗。団員に対する社会的評価につながっていく。また、団員の方が殉職された場合のご子息の奨学金など、広く処遇改善を行っていきたいと思っている。

【竹内氏】

- 東伊豆町では、出動手当、警戒手当、訓練手当等回数に応じて支給されるものについては非課税となっている。そうした課税に関する整理を消防庁で明確にして欲しい。
- 団運営費の内容については、行政が負担すべきものと個人が負担すべきものにどのようなものがあるか、消防庁において検討してほしい。その棲み分けが個人支給にもつながる。

【事務局（名越室長）】

- 出動手当の課税の問題については、今まで消防庁として費用弁償として整理してきた。年額報酬についても、額が安い人については非課税であった。法的性格を変えるととなると、国税庁との間で調整が必要になる。
- 団運営費については、実態調査で様々聞いているが、運営費の中に様々な項目が入っており、実情が様々となっている。市町村が払うべきもの、個人が払うべきものについて分析して考え方を示せば良いと思うが、次回に間に合うかはわからない。いずれ議論をしなければと思っている。
- 団員は報酬や出動手当を上げてほしいと思っていない部分もあるという話があった。これは消防団のボランティア性に起因していると思っている。その点については、次回年額報酬について検討を行う際に資料を出せばと思っている。

【重川委員】

- 今の時代、明文化されていないルールや、自治体間の差というのはそぐわない。1回とは何か、運営費とは何か、出動とは何か、という不明瞭な部分、個人の善意で保ってきた部分について、統一の基準を定めていくべき。

【室崎座長】

- まさにこういった点について、事務局で交通整理してほしい。

【荻澤委員】

- 今回は出動に応じた報酬についての議論だが、これは団運営にかかる費用と裏腹。これについては次回以降しっかりやれればと思う。
- 個人支給への切替えによる事務量の増加という指摘が印象に残った。一方で、団経由での支給は、団員が公金を扱っているということであり、団の方に負担が生じているということ。いろいろと意見をいただきながら議論していきたい。

【室崎座長】

- 細かな意見はあったが、大まかには以下のとおりまとめられるか。
 - ① 個人支給が基本となる。この場合、団運営費をどうするかが論点。
 - ② 出動手当の考え方について、出動の形態が多様化している中、出動とは何かを踏まえ手当の額を決めることも必要だろう。

以上